

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全・安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたちが自ら事故や災害から身を守るための能力を身につける安全教育を推進するとともに、学校内や通学路の環境整備に努め、児童生徒の安全を確保します。

また、学校施設の計画的な再生整備や予防保全による教育環境の改善と長寿命化、さらに、トイレの快適化や施設のバリアフリー化のほか、地域の避難所でもある学校施設の防災機能の強化を図るとともに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下、義務標準法という。)」の改正に伴う35人学級の実施や児童生徒の増加への対応を的確に行い、良好な教育環境を確保します。

○ 現状と課題 ○

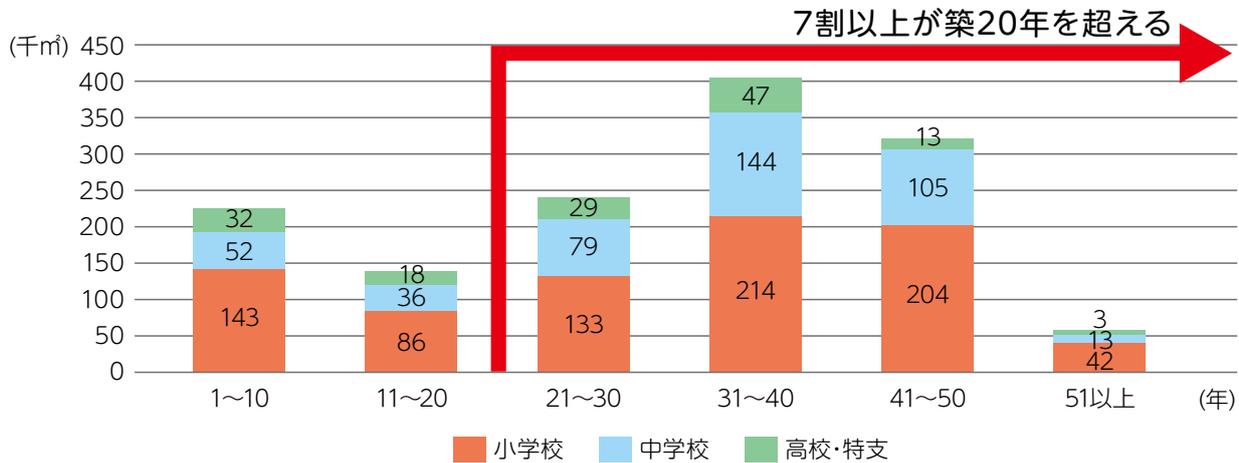
昨今、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害等が各地で起きています。そのような状況の中、子どもたちの自他の生命を尊重し、生涯にわたって安全に日々の生活を送るための基礎を培うとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できるような態度を育てることが求められています。そのためにも、学校教育活動全体を通じて、安全に関する教育を組織的に推進し、さらに、地域社会や家庭との連携をとりながら学校安全の推進を図ることが必要です。

交通事故については、小学校低学年が事故に遭う件数が多くなっており、自転車走行中や歩行中の事故が多くなっています。このような状況下において、子どもの交通事故を防止するためには、交通ルールを学ぶ教育の充実を図ることはもとより、子どもが安心して登下校できるよう通学路の安全確保に向けた取組が必要です。

学校施設については、本市が保有する施設全体の約7割が築年数20年以上を経過しており【図表10】、今後も引き続き、「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に予防保全を実施するとともに、再生整備による老朽化対策、質的向上、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら、長寿命化を進めていくことが必要です。あわせて、令和3(2021)年4月に改正された国の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針*」では、老朽化対策とともに、自然災害や感染症などから児童生徒等を守るため、防災機能の強化や衛生環境の改善による安全・安心な教育環境の確保が不可欠であるとされているほか、バリアフリー法*も改正されたところであり、これらに対応した取組が必要となっています。また、「川崎市地域防災計画*」において、学校施設は避難所・地域防災拠点として指定されていることから、防災機能の強化を図っていく必要があります。

本市では、今後も大規模集合住宅の建設等により児童生徒数の増加が見込まれる【図表11】地域があるほか、義務標準法の改正に伴い小学校の学級編制基準が段階的に引き下げられることを踏まえ、必要な教室数を確保し、良好な教育環境を維持することが求められています。

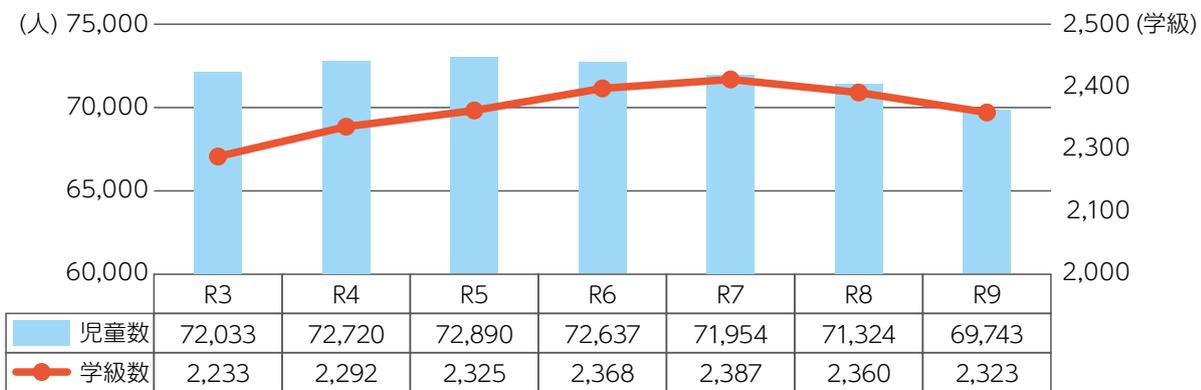
図表10 建築後経過年数別保有面積(令和3(2021)年度時点)



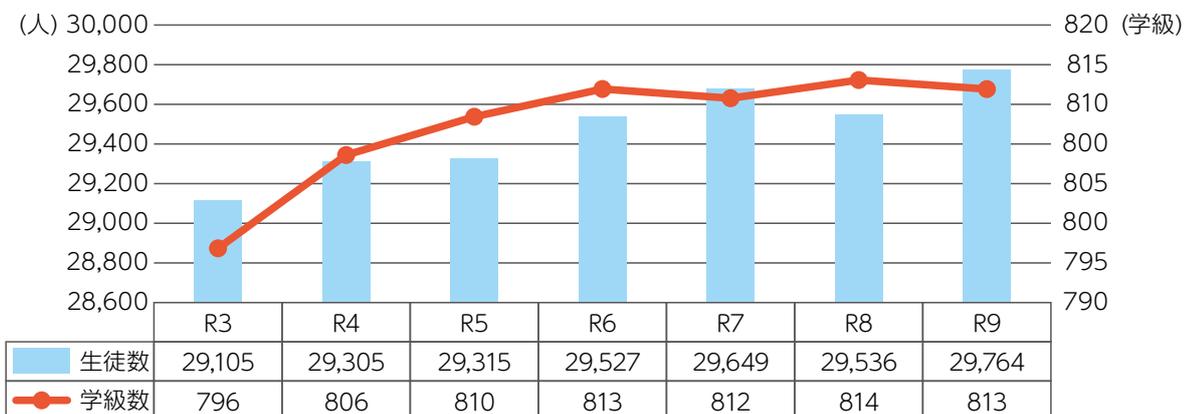
資料:川崎市教育委員会調べ

図表11 児童・生徒数、学級数長期推計

【小学校】



【中学校】



資料:川崎市教育委員会調べ

○ 政策目標 ○

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事や、エレベータの設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値 (R3(2021))	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
トイレ快適化整備 校数(小・中・高・ 特別支援学校)	トイレを快適化した校数 【出典:川崎市教育委員会調べ】	141校	123校 以上	175校 (R4)
エレベータ設置 校数の割合 (小・中・高・ 特別支援学校)	校舎増改築や既存校舎改修による エレベータの設置校の割合 【出典:川崎市教育委員会調べ】	93.1%	86.2% 以上	98.3% 以上
老朽化対策及び 質的向上が 行われた学校施設 の割合	築年数20年以下(平成25(2013)年 度時点)の学校施設数+老朽化対策 及び質的向上が行われた学校施設/ 全学校施設 【出典:川崎市教育委員会調べ】	39.7%	50.0% 以上	80.0% 以上
児童生徒の 登下校中の 事故件数	児童生徒の登下校中の交通事故件数 (過去5年間平均) 【出典:川崎市教育委員会調べ】	35.6件 (R2)	25件 以下	23件 以下

施策1. 安全教育の推進

学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、地域や関係機関と連携した活動等を通して、子どもたちの防災意識を高めます。

- ・関連教科や総合的な学習の時間等での安全に関する学習をはじめ、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて、安全に関する指導を推進します。
- ・生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- ・近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあり、通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTAや地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- ・地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるほか、関係機関と連携した防犯パトロールの充実を図るための取組も進めるなど、地域と連携しながら子どもの安全を確保する対応を図ります。
- ・これまで取組を進めてきた地震への対策に加え、毎年各地で発生している大規模な風水害の発生に備える必要性が高まっていることから、学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行う スクールガード・リーダーの配置						
	配置:25名	・スクールガード・リーダーの配置	→			事業推進	
	●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置						
	配置:100か所(R4.3末時点)	・各学校の実情に応じた適正な配置	→				
	●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進						
	○通学路安全対策会議の開催	・会議の開催	継続実施	→			
	○危険か所の改善	・危険か所の改善に向けた取組の実施	継続実施	→			
	●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進						
	○学校防災教育研究推進校の指定	指定校数:7校	・研究推進校の指定	→			
	○各学校における防災教育の推進	・防災学習テキストの配布と防災教育の実施	継続実施	→			

施策2. 安全・安心で快適な教育環境の整備

「学校施設長期保全計画」に基づき、改修による再生整備と予防保全により学校施設の老朽化対策、質的向上、環境対策等を実施し、長寿命化を推進します。

また、トイレの洋式化・ドライ化による衛生環境の改善やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進するとともに、非構造部材の耐震化など、学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

- ・「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に施設整備を実施し、より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めます。
- ・校舎の内外装改修や断熱化などを実施する再生整備と予防保全に計画的に取り組みます。
- ・老朽化の著しい給水管の改修を進めるとともに、併せて直結給水化*を実施することで、子どもたちにより新鮮でおいしい水が提供できる環境を整備します。
- ・障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができる教育環境の整備として、令和3(2021)年度末までに163校にエレベータ設置が完了しており、引き続き、誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー化の取組を推進します。
- ・子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高いトイレ改修については、令和3(2021)年度末までに141校で完了しており、令和4(2022)年度末までに、高等学校等を含めた本市のすべての学校において快適化工事が完了するよう、取組を進めます。
- ・平成20(2008)年度及び21(2009)年度に小・中学校等の普通教室へ一斉に整備した空調設備は、設置から10年以上が経過し、劣化の進行が懸念されることから、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」も踏まえながら、複数年にわたる段階的な更新の手法について検討を進めます。
- ・東日本大震災の被害状況や「川崎市地域防災計画」等を踏まえ、窓ガラスの飛散防止対策等の非構造部材*の耐震化など、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。

コラム

**【学校プールの効率的な運用整備について】**

子どもたちの泳力向上、水の危険から身を守る運動の習得には、あらゆる児童生徒に対応した専門的かつ効果的な水泳指導が求められている一方で、授業の実施に当たっては、日常清掃や水質管理といったメンテナンスのほか、子どもたちの安全確保を徹底する必要があるなど、教職員にとって大きな負担となっています。

また、近年では、猛暑や台風、ゲリラ豪雨等により、十分な授業時間を確保できないケースが増えているほか、プール施設の老朽化に伴い、多大な更新費用が生じることが見込まれるなど、さまざまな課題があります。

こうした課題に対応するため、今後、学校プールの新設・更新等のニーズが生じた学校については、原則として、近隣の市民プールや民間プールまたは近接校のプールの活用を検討することとし、民間事業者のきめ細かな専門的指導による子どもたちの泳力向上、プール施設整備費用の削減、教職員の働き方改革などにつながる取組を進めます。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
★学校施設長期保全計画推進事業 既存学校施設の改修(再生整備・予防保全)により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。	●「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進					
	校舎の工事: 16校 体育館の工事: 2校	校舎の工事: 17校 体育館の工事: 4校	校舎の工事: 17校 体育館の工事: 13校	校舎の工事: 23校 体育館の工事: 16校	校舎の工事: 28校 体育館の工事: 16校	事業推進
●緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新						
・更新方針の検討		・方針に基づく設計・工事の推進				
学校施設環境改善事業 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。	●既存校のエレベーター設置の推進					
	完了校数:163校	完了校数:169校	完了校数:170校	完了校数:171校	完了校数:172校	全校完了(予定) R9(2027) 事業推進
	●学校トイレの環境整備の推進					
	完了校数:141校	全校完了(予定)				
	●普通教室の空調設備の更新					
	・更新方針の検討	・更新方針の検討、調査	・更新方針の決定	・計画的な空調設備の更新		
●学校施設の防災機能の強化						
○非常用電源としての蓄電池の整備 全校完了						
○非構造部材の耐震化の推進 ・窓ガラス飛散防止フィルムの整備		・非構造部材の耐震対策の推進				
○学校施設の防災機能の適正な維持 ・非常用発電機等の維持管理		継続実施				
学校施設維持管理事業 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施					
	・適切な保守・点検、管理、補修の実施	継続実施				
	●効率的・効果的な学校施設の管理					
・民間活用による管理体制の検討、調査	継続実施					
●学校プール施設の効率的・効果的な管理						
・学校プール施設の今後のあり方の検討と方針決定	・方針に基づいた取組の推進					

施策3. 児童生徒数・学級数増加への対応

大規模集合住宅の開発や人口動態、また、義務標準法の改正に伴う小学校の学級編制の標準の段階的な引き下げを踏まえた学級数の推計に基づき、教室不足が見込まれる場合には、一時的余裕教室*等の普通教室への転用や、校舎の増改築、通学区域の見直し、学校の新設等を計画的に行います。

- ・子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、社会的、自然的要因による児童生徒数の動向等を踏まえ、地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増改築等を実施します。
- ・大規模な集合住宅の開発が進展している新川崎地区については、令和7(2025)年4月の開校をめざし、小学校新設に向けた取組を進めます。

コラム



【義務標準法の改正について】

1 趣旨

Society5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、すべての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げることとされました。

2 概要

(1)学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げる。

(2)少人数学級*の計画的な整備

令和7(2025)年3月31日までに、学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
学年	小3	小4	小5	小6

※計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応する。

※本市では、第1、2学年は35人の学級編制を実施済み。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
<p>★児童生徒数・学級数増加対策事業</p> <p>児童生徒数の増加や義務標準法改正(35人学級の段階的な実施)に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。</p>	●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施						
	・推計の実施	継続実施	→				事業推進
	●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討						
	・調査・検討の実施 ・大師周辺地区等における通学区域の見直し	・調査の実施と結果を踏まえた通学区域の検討、検討結果に基づく取組の推進	→				
	●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進						
・基本設計	・実施設計	・新築工事	・新築工事・完成	・開校			
●児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備							
・高津小・柿生小・東小倉小増築工事(完成)	・井田中増築工事着工(完成) ・坂戸小、新作小、南百合丘小増築工事着工	・坂戸小、新作小、南百合丘小増築工事(完成) ・宮前平中増築工事着工	・宮前平中増築工事(完成) ・児童生徒数の将来推計値に基づく増築等の実施	→			
	・鷺沼小整備方針の検討と方針に基づく取組の推進	→					

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

学校に求められる役割が増大している中、新たな教育課題等に対応するため、教職員が本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築を進めるとともに、保護者や地域と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めます。また、学校全体の課題解決の力を高めるとともに、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の資質や能力を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

○ 現状と課題 ○

教員は、学校において学習指導や児童生徒指導等の幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が増大する中で、新学習指導要領の確実な実施やGIGAスクール構想の推進など新たな取組にも対応する必要があります。

複雑化・多様化する課題に教職員のみが対応するのではなく、心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮し、教育活動を充実していくことが期待されています。また、平成29(2017)年4月に実施された県費負担教職員の市費移管*を契機に、本市の実情に即した学校運営ができるよう、教職員定数の充実などを推進するとともに、長時間勤務【図表12】が課題となっている教職員の負担軽減と、教職員が心身共に健康を維持し、誇りや情熱を持って業務を遂行できる職場づくりに向けて、平成31(2019)年2月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教職員の業務の見直し等を進めていますが、新型コロナウイルス感染症対策等の新たな要因も生じてきていることから、十分な効果を生み出すためには、引き続き取組の推進が必要です。

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の理念を学校と地域が共有し、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校が家庭や地域の人々と連携・協働し、子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

また、学校の教育活動について意見を交換する学校教育推進会議から、学校運営やその運営に必要な支援について協議する学校運営協議会へと移行・展開していくことで、「地域とともにある学校」を実現することが必要です。

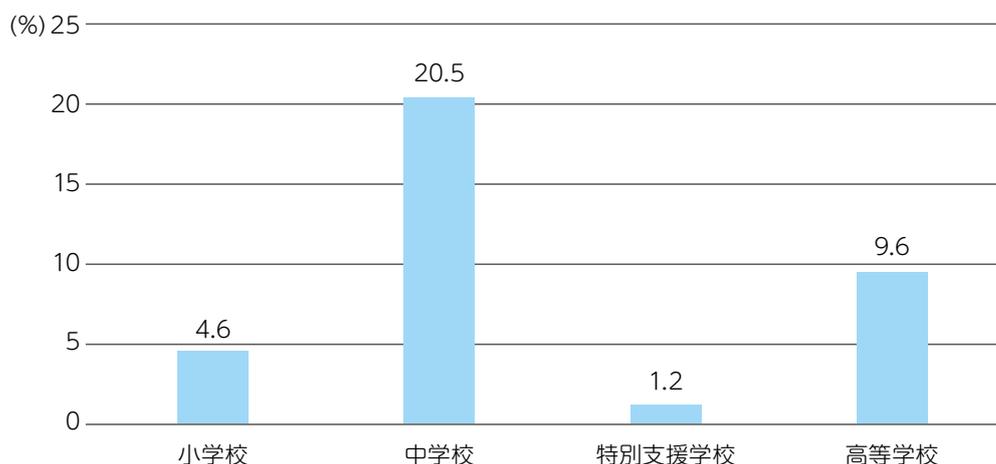
これまでの取組を通じて、地域の教育資源や人材を活用している学校の割合や課題を全教職員の間で共有している学校の割合、また教職員が研修に参加して学校教育活

動に反映させている学校の割合は年々増加しており、学校の教育力を着実に向上するよう取組を進めています。また、各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当がその配置の特性を活かして地域支援の専門部署や関係機関と情報共有を行い、相互連携を促進し、各学校を丁寧に支援することで、学校の教育力を高めていくことにつなげています。

一方、教員の在職年数については、10年以下の教員が半数を占めており【図表13】、経験の浅い教員に対しては授業や学級経営等を重点とした研修、学校を支えるミドルリーダーとなる教員に対してはマネジメント等を重点とした研修を行うなど、教員のライフステージに応じた研修の充実に努める必要があります。同時に、新学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の確実な実施に向けて、授業力向上やGIGA端末の活用に関する研修の実施など、時代の変化に応じて必要とされる教員の資質・能力を育成していく必要があります。

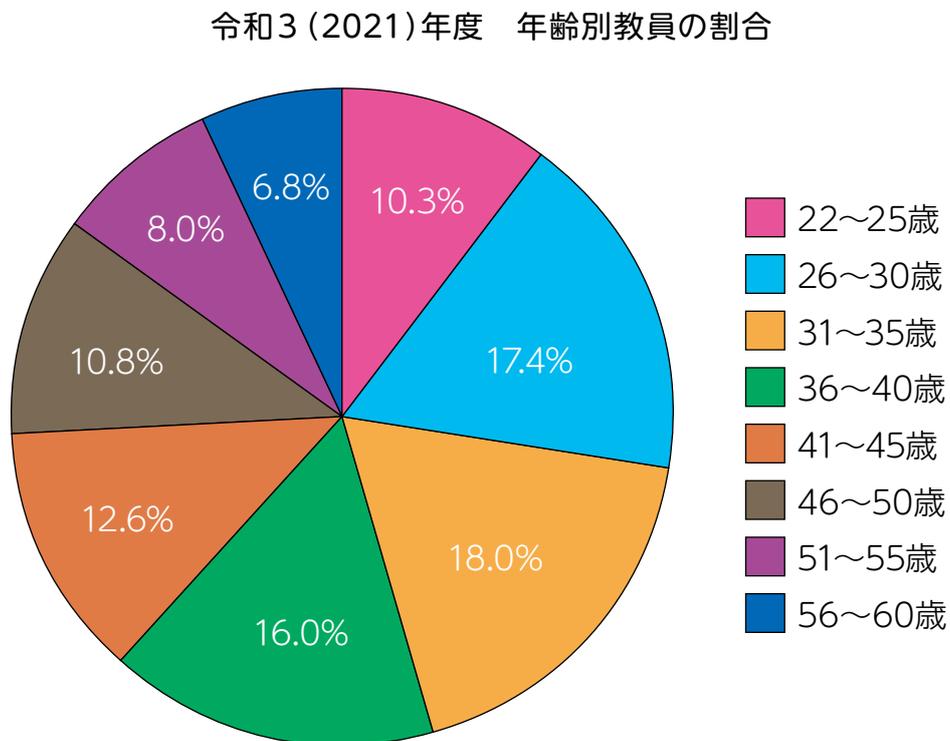
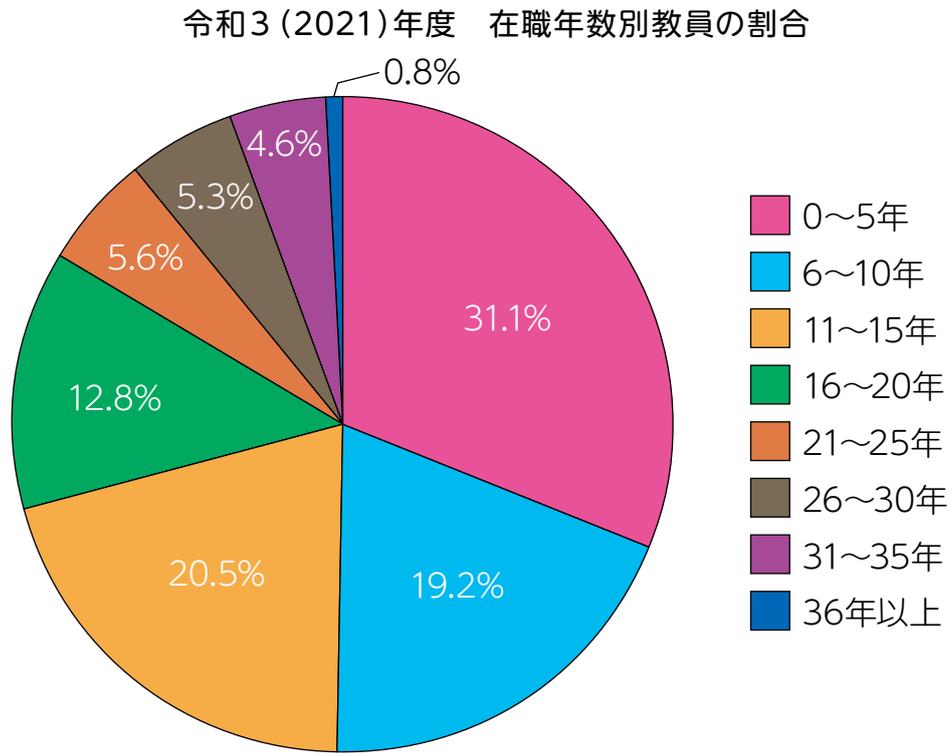
そして、絶えず変化する社会と学校に求められる役割を的確に捉え、教職員の資質・能力の向上が図られるよう学校組織マネジメントを行い、研修推進体制を整備していくことが求められています。

図表12 1か月当たりの時間外在校等時間80時間を超える教員の割合(令和2(2020)年度・年間平均)



資料:川崎市教育委員会調べ

図表13 在職年数別・年齢別教員の割合



資料:川崎市教育委員会調べ

コラム



【教職員の働き方・仕事の進め方改革】

全国的な課題である教職員の長時間勤務を是正し、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるようにするため、さまざまな取組を推進しています。

授業や学級経営、児童生徒指導等、教員の専門性が求められる本来的な業務に一層注力できるよう、教員以外の職員が担うことができる業務について、役割分担・適正化や人員体制の確保を行っています(学校給食費の公会計化、教職員事務支援員・部活動指導員の配置等)。

また、教職員自身がワーク・ライフ・バランスを大切にしながら、心身ともに健全な状態でゆとりをもって子どもたちと向き合えるよう、勤務時間や働き方に関する意識改革を推進しています(働き方・仕事の進め方に関する研修や学校閉庁日の実施、部活動指導に係る方針の徹底等)。

今後も、教職員の負担軽減策と意識改革に取り組み、学校教育の充実を図っていきます。

○ 政策目標 ○

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり	学校における教育活動やさまざまな活動に保護者や地域の人の参加を得ている 【出典:全国学力・学習状況調査】	92.7% (H29)	96.0% 以上	—※
保護者や地域が学校運営に参加している割合 【第3期から設定】	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に「よく参加している」と回答した学校の割合 【出典:全国学力・学習状況調査】	小 44.3% 中 24.5% (R3)	—	小 64.6% 中 38.2% 以上
学校の組織・チーム力	学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している 【出典:全国学力・学習状況調査】	96.5% (R1)	100%	—※※
教職員の資質向上	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を学校教育活動に積極的に反映させている 【出典:全国学力・学習状況調査】	90.3% (R3)	98.0% 以上	98.0% 以上
地域とのつながり	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 【出典:全国学力・学習状況調査】	小6 45.0% 中3 31.2% (R3)	小6 57.5% 中3 33.0% 以上	小6 60.0% 中3 40.0% 以上
学校への好感度	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 【出典:川崎市学習状況調査】	小5 93.8% 中2 89.9% (R3)	小5 94.0% 中2 90.0% 以上	小5 94.0% 中2 93.0% 以上
家庭での学習状況 【第3期から設定】	「家で、自分で計画を立てて勉強している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 【出典:全国学力・学習状況調査】	小6 72.4% 中3 63.4% (R3)	—	小6 73.0% 中3 51.5% 以上
学校における総合健康リスクの平均値 【第3期から設定】	ストレスチェックの集団分析結果における、「総合健康リスク」の市立学校全体の平均値(全国平均を100とした場合の割合) 【出典:川崎市教育委員会調べ】	92.6 (R3)	-	80.0 以下

※平成30(2018)年度以降の出典元の調査において設問がないため、目標値(R7(2025))は設定していません。

※※令和元(2019)年度以降の出典元の調査において設問がないため、目標値(R7(2025))は設定していません。

施策1. 学校運営体制の再構築

学校に求められる役割が増大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教職員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進します。

- ・外部の専門的知見を活用した学校の業務改善の支援や、GIGAスクール構想により整備された端末などICTを活用した働き方改革の取組を推進するとともに、教職員の働き方・仕事の進め方に関する意識を高めていきます。
- ・教育課題に対応した教職員配置に加え、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員、外国語指導助手など外部の専門スタッフを効果的に配置することで、チーム体制を構築するとともに、学校の組織力を充実させていきます。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
<p>★学校業務マネジメント支援事業</p> <p>「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。</p>	●学校運営体制の再構築に向けた取組						
	○「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組の推進						
	・第2次方針の策定	・方針に基づく取組の実施・進捗管理	→ 事業推進				
	○国の動向を踏まえた教職員勤務実態調査の実施						
		・調査実施	・調査結果を踏まえた取組の推進	→			
	○学校における業務改善の支援						
	・学校における業務改善に向けた取組の支援	継続実施	→				
	●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進						
	○教職員事務支援員(又は障害者就業員)の効果的な配置						
	配置:全小・中学校	継続実施	→				
○部活動指導員の複数配置の推進							
配置:51名	複数配置の推進: 55名	複数配置の推進: 66名	複数配置の推進: 81名	複数配置の推進: 104名	→		
○休日の部活動の地域移行に向けた取組の推進							
・東高津中における実践研究の実施	・国の動向を踏まえた取組の検討・実施	→					
●学校の円滑な運営に資する支援の実施							
・法律相談弁護士の配置による学校法律相談の実施	継続実施	→					

施策2. 学校運営の自主性、自律性の向上

「地域とともにある学校」として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校運営協議会の拡充、学校評価*の実施、夢教育21推進事業*等の学校予算の自律性の確保を図ります。

学校が抱えるさまざまな課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

- ・学校教育推進会議から学校運営協議会へと移行・展開することにより、地域住民が学校運営に参画し、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりを推進します。
- ・小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へスムーズに移行できるように、小中9年間の学びの系統性を確保し、小学校から中学校への接続を円滑化するための小中連携教育の推進を図ります。
- ・各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。
- ・学校の抱えるさまざまな課題に組織的に対応できるように、区・教育担当を中心にきめ細かに学校を支援することにより、困難を抱える子どもの小さなSOSも見逃さない支援体制づくりを推進します。
- ・各学校が運営計画に沿って学校運営費を効率的・効果的に執行できるように、予算調整制度を活用し、学校の自律的かつ円滑な運営を支援します。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域等による学校運営への参加促進事業 学校・家庭・地域社会が一体となつてよりよい教育の実現をめざし、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進					
	・各学校の取組推進	・各学校の実情に合わせた取組の推進	→ 事業推進			
	●学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充					
	学校運営協議会設置校(コミュニティ・スクール):28校	コミュニティ・スクールの拡充:56校	コミュニティ・スクールの拡充:96校	コミュニティ・スクールの拡充:136校	コミュニティ・スクールの拡充:全校	→
●コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発						
○コミュニティ・スクール連絡会の開催						
・年1回の実施	継続実施	→				
○取組成果をまとめたリーフレットの作成・配布						
・リーフレットの作成・配布	継続実施	→				
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進					
	・「夢教育21推進事業」の実施	継続実施	→ 事業推進			
	●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施					
	・学校評価の実施	継続実施	→			
	●学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援					
	・学校教育ボランティアの配置	継続実施	→			
	●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進					
	・小中連携教育の実施	継続実施	→			
	●区における教育支援の推進					
	○学校運営全般に対する支援					
・支援の実施	継続実施	→				
○地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援						
・連携した取組の実施	継続実施	→				
○各区の「要保護児童対策地域協議会*実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進						
・地域諸団体・機関との連携による子どもの支援	継続実施	→				
●学校運営費の効率的・効果的な執行						
・各学校の特色に応じた予算調整の実施	継続実施	→				

施策3. 教職員の資質・能力向上

教職員の採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等のさらなる工夫により、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた多様で優秀な人材の確保を進めます。また、学校における教育活動の充実を図るため、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行います。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージに応じた研修や校内研修など、さまざまな研修機会を活用して、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ります。

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現や、「学校における働き方・仕事の進め方改革の推進」に向け、きめ細かな指導體制を整備するとともに、より一層本市の教育課題に対応した効果的な教職員配置ができるよう取組を進めます。
- ・教職員同士の学び合いを促進し、日常的な授業研究の充実や校内研修の活性化を図り、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めます。
- ・「令和の日本型教育」を担う、高い資質・能力を備えた教職員を確保するため、国の教職員の育成・採用・研修等のあり方の検討を注視しながら、既存の取組について必要な改善を行っていきます。
- ・首都圏をはじめ地方都市における採用説明会の実施に加え、オンライン説明会を開催するなど、あらゆる機会を通じて幅広く人材を募集するとともに、ホームページでのデジタルコンテンツの充実やSNS等多様な広報手段を用いて、本市の教職員として働く魅力を発信していきます。また、特別選考区分*の実施や大学推薦制度の活用により、より多様で優秀な人材の積極的な確保を図ります。
- ・教員の資質向上に関する指標などに基づいて再構築した研修体系により、教職員に対して採用時からの経験年数やライフステージに応じた研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校を支えるミドルリーダーの育成に取り組めます。また、新たな教育課題に対応した教員育成指標*の見直しに取り組めます。



【小学校における教科担任制について】

文部科学省では、学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、専科指導教員の計画的な配置充実を図り、令和4(2022)年度から小学校高学年における教科担任制を推進することとしています。

本市においても、専科指導は、質の高い授業や、学級担任の負担軽減、児童理解の促進などにつながる取組であると考えており、中学校教員の小学校への異動など、教科指導の専門性の高い教員の確保を図りながら、国の加配定数等の活用により、小学校高学年の教科担任制の推進に向けた専科指導教員の段階的な配置に取り組みます。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
教職員研修事業 子どもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教職員やミドルリーダーとなる中堅教職員の資質・能力の向上を図ります。	●教職員の資質、能力の向上をめざした研修の実施 ○育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修の実施 ・各種研修の実施 継続実施 事業推進 ○学び続けることができる教職員の育成をめざした取組の推進 ・校内OJTの活性化を図るための取組の検討 ・検討結果に基づく取組の推進 ○GIGAスクール構想や働き方・仕事の進め方改革を踏まえた研修の実施 ・オンライン研修等の推進 ・R3の取組結果を踏まえた事業推進					
	●優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生*」の実施 ・事業実施 継続実施					
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	●35人学級への対応と効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施 ・定数算定等の実施 継続実施 事業推進 ●計画的な人事管理と、創意と活力にあふれた魅力的な人材確保の推進 ○適正な教職員配置の実施 ・適正な教職員配置 継続実施 ○公正で適正な教員採用試験の実施 ・試験実施 継続実施 ・次年度に向けた試験内容・実施方法の検討 継続実施 ○代替教職員の確保に向けた取組の推進 ・広報活動の充実 継続実施 ・登録手続きの利便性向上に向けた検討 ・検討結果に基づく取組の推進					
教育研究団体補助事業 校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	●各団体の活動支援 ・事業実施 継続実施 事業推進					

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な問題が生じています。学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的にいきいきと活動する力を培うための環境づくりを進めていきます。

○ 現状と課題 ○

核家族化の進行【図表13】や、働き方の多様化、地域のつながりの変化等により、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることを踏まえ、地域社会全体で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図るしくみづくりが必要となっています。

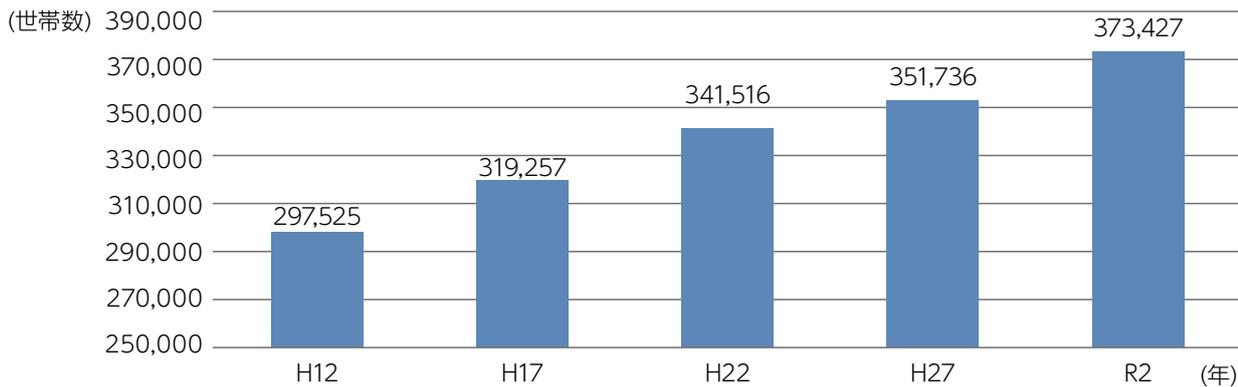
身近な学びの施設である市民館等では、家庭教育に関する学級・講座の開催をはじめ、PTA等が開催している家庭教育事業の支援、企業等との連携による家庭教育事業などを実施しており、今後も地域において家庭教育を支援する取組が求められています。

本市では、子どもが18歳未満の世帯に占める共働き世帯の割合が51.4%となっています【図表14】。全国的にも共働き世帯は年々増加傾向にあるとともに、核家族世帯も増加しており、今後、家庭の教育を支える地域の力がますます重要になってきます。また、子どもたちが地域で安全・安心に育つことができるよう、子どもと地域のつながりを拡充していくことが重要です。

学校・家庭・地域の連携の取組を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、7行政区・51中学校区に地域教育会議*が設置されています。地域住民の主体的な参加のもと、行政・学校との協働によって運営され、教育について、子どもを含めて地域全体で学び合うための活動が進められています。令和2(2020)年度から、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部*」の役割を持つ組織と位置づけ、地域教育コーディネーター*の設置に取り組んでおり、今後、より幅広い構成員によるネットワーク化を進めながら、地域教育会議のさらなる活性化に向けた取組を充実させていくことで、地域の教育力の向上をめざします。

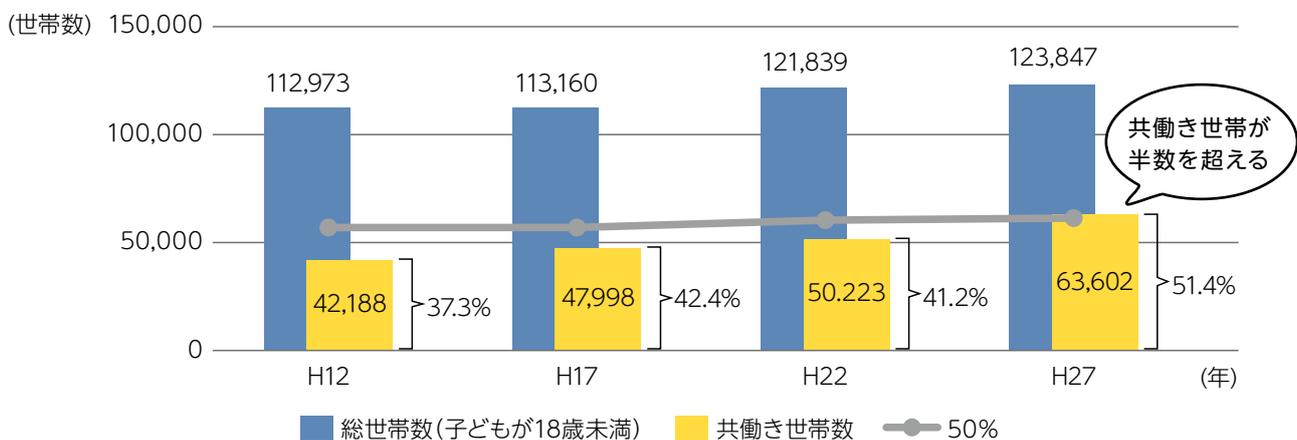
また、平成26(2014)年度から取組を進めている「地域の寺子屋事業」は、シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代がつながり、学び合う生涯学習の場として定着してきており、今後、さらに取組を広げ継続していくために、地域人材や団体を育成していくことが求められています。

図表13 核家族世帯の推移(市)



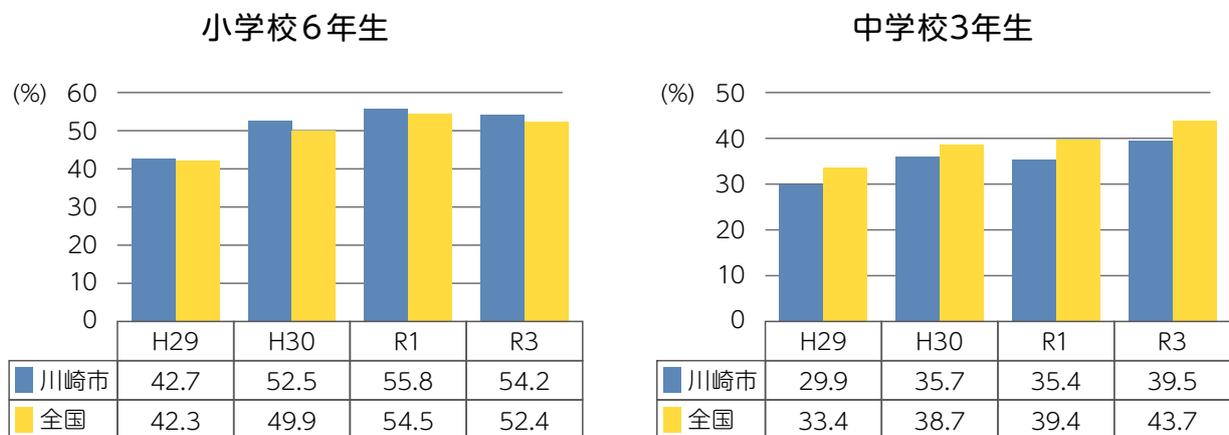
資料:国勢調査

図表14 総世帯数(子どもが18歳未満)と共働き世帯の推移と割合(市)



資料:国勢調査

図表15 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」、「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合



※令和2(2020)年度については、全国学力・学習状況調査が実施されていないため、記載をしていません。

資料:全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
家庭教育関連事業の参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数 【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】	5,920人 (R2)	23,500人 以上	23,500人 以上
家庭教育関連事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育関連事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合 【出典：家庭教育事業参加者アンケート】	83.8% (R2)	92.5% 以上	93.0% 以上
PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育関連事業数	PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育関連事業の開催数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	71回 (R2)	175回 以上	175回 以上
地域教育会議における参加者の意識の変化	地域教育会議が開催する「教育を語るつどい」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	97.6% (R2)	92.0% 以上	93.0% 以上
地域の寺子屋事業を通じて生まれた地域と子どもとのつながり	地域の寺子屋事業に参加した児童を対象とした意識アンケートにおいて、親や教員以外の地域の大人と話すことができた割合 【出典：地域の寺子屋事業参加者アンケート】	94.5% (R2)	92.0% 以上	95.0% 以上

施策1. 家庭教育支援の充実

近年の社会状況の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- ・教育文化会館・市民館・分館において、家庭・地域教育学級を開催し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供するなど、家庭教育の充実を図ります。
- ・子どもの理解や保護者の役割、子育てに関する諸課題等について、PTAが実施する家庭教育学級を支援することにより、学校・家庭・地域の連携による学習活動を促進します。
- ・「家庭教育推進連絡会*」を開催するなど、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めます。
- ・家庭教育の推進に向けて企業や地域団体等と連携した取組を進めるなど、さまざまな場において、子育て家庭が学べる機会を増やしていきます。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
家庭教育支援事業 子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	●市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供					
	・事業実施(全区)	・家庭・地域教育学級等の実施	→ 事業推進			
	●PTAによる家庭教育学級開催の支援					
	・小・中学校等のPTAによる家庭教育学級開催に向けた助言や講師派遣等の実施	継続実施	→			
	●全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進					
・全市・各区で実施	継続実施	→				
●企業や地域団体等と連携した取組の推進						
・企業等と連携した家庭教育講座の開催	・企業等と連携した事業実施	→				
●オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進						
・ICTの活用や出張講座の検討	・ICTの活用や出張講座による家庭教育の支援	→				

施策2. 地域における教育活動の推進

地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図るしくみづくりを進めます。

また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく持続可能なネットワークづくりを進めます。

- ・多様な団体により構成される「川崎市地域教育ネットワーク推進会議*」を開催するなど、学校・家庭・地域のネットワークづくりを進めます。
- ・中学校区地域教育会議における活動を推進するとともに、行政区地域教育会議による中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化に取り組みます。
- ・中学校区地域教育会議を、国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけながら、地域教育コーディネーターの設置を進め、学校と地域の連携を進めます。
- ・子ども会議*や地域教育会議の活動を通して、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域社会の一員としての自覚を育みます。
- ・「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しむことに加え、泳ぎが苦手な子どもの泳力を向上することを目的に水泳教室を開催し、地域資源を活かした子どもたちの支援を行います。
- ・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、寺子屋コーディネーター・寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。

コラム

【地域の寺子屋事業について】

地域の寺子屋は、①地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートするしくみづくり ②シニア世代をはじめとする地域のさまざまな方の知識と経験を活かした、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくり③子どもたちに豊かな学びや体験の機会を提供することによる学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を目標にして、平成26(2014)年度にスタートした事業で、教育委員会が委託した地域の団体が、学校施設などを活用しながら週に1回の学習支援と月に1回の体験活動を実施しています。

小学校の学習支援は、放課後に図書室や特別活動室などで実施しており、宿題やお楽しみ学習として将棋やカルタ、工作などを行っています。

中学校の学習支援は、放課後に学校で実施する場合や、部活動終了後の夜間に町内会館やこども文化センターなどで実施する場合があります。

体験活動では、土曜日等の学校休業日に校庭や体育館、地域の施設などを使って、科学、理科、音楽、伝統文化、スポーツなどのさまざまな活動を実施しています。

地域の寺子屋は、子どもたちの学習意欲を培う場であり、地域の大人や異なるクラス・学年の子どもとの交流を通じて、人と関わる力を養う場にもなっています。



体験活動の様子

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
地域における教育活動の推進事業 地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進					
	○川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 開催数:年3回	・推進会議の開催	→ 事業推進			
	○地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置 ・コーディネーター養成講座の開催 設置:10中学校区(R4.3)	・地域教育会議の開催 ・コーディネーター養成講座の開催	→ 事業推進			
	・地域教育会議の開催 ・コーディネーター養成講座の開催	・地域教育会議の開催 ・コーディネーター養成講座の開催	→ 事業推進			
●「川崎市子ども会議」等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進						
・子どもの権利に関する条例に基づく川崎市子ども会議の開催 ・子ども集会における市子ども会議と行政区・中学校区子ども会議との連携	・子ども会議や子ども集会等の充実による意見表明の場の拡充	→ 事業推進				
●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施						
R2参加者数:1,764人	・泳力向上プロジェクトの実施	→ 事業推進				
★地域の寺子屋事業 地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進					
	設置か所数:76か所(R4.3)	設置か所数:93か所	・地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充	→ 全小・中学校への設置完了		→ 事業推進
	●養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保					
	○地域人材の寺子屋への参加促進 R2寺子屋の運営に参画した人材:938人	・養成講座の実施による寺子屋の運営に参画する人材の確保	→ 事業推進			
	○人材確保に向けた広報の充実 ・人材確保に向けた広報の充実	・人材確保に向けた広報の充実	→ 事業推進			
	●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発					
	開催:年1回	・フォーラムの開催	→ 事業推進			
●外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施						
設置か所数:4か所	・地域の状況を踏まえた取組の推進	→ 事業推進				

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てるしくみづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域のさまざまな人が集い、いきいきと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めていきます。

○ 現状と課題 ○

超高齢社会の到来や人口減少、働き方やライフスタイルの多様化、デジタル化やインターネットによる情報化社会の進展、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化しています。地域の身近な生涯学習施設である市民館・図書館においても、こうした変化に的確に対応していくとともに、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めるため、人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現に向けた「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3（2021）年3月に策定しました。

身近な学びの施設である市民館・図書館では、市民の自主的・主体的な学びを支援するための学習の場の提供や情報の提供等に取り組んできましたが、今後は「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしながら、「行きたくなる」、「まちに飛び出す」、「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館をめざした取組を進めていく必要があります。

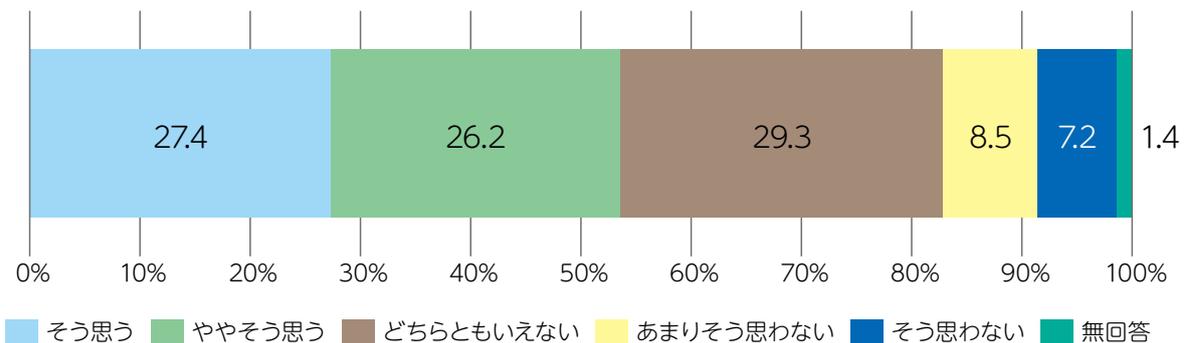
今後の市民館では、地域における「生涯学習の拠点」として、利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場づくりを進めるとともに、より多様で複雑化する地域課題を、市民とともに乗り越え、解決していくための学習機会の提供や、社会教育関係団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりを通じた人づくり、つながりづくりの取組を進めるなど、地域の社会教育の推進が求められています。

また、今後の図書館には、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」として、多様な図書・資料を収集し、誰もが使いやすく、居心地のよい場となるような環境づくりを進めるとともに、ICTの積極的な活用や多様なニーズに対応する図書サービスや新たな学びのきっかけにつながる取組を推進するなど、図書館事業の充実が求められています。

本市の市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、老朽化等が課題となっており、今後、地域における市民の生涯学習活動を支えるとともに、多様なニーズに対応するため、一層の利用環境の向上を図る必要があります。

また、市民による生涯学習や市民活動の場として学校施設を有効に活用するため、校庭や体育館、特別教室等を開放して生涯学習活動を推進しており、今後も地域の身近な生涯学習の場として、学校施設の有効活用をさらに促進していくことが求められています。

図表16 あなたは、自分の知識や技術を、地域や社会に活かしたいと思いますか



資料：川崎市総合計画に関する市民アンケート調査(令和元(2019)年度)

図表17 あなたは、さまざまな活動をするのに、市からどのような援助を希望しますか (あてはまるもの3つまで回答可)



資料：川崎市高齢者実態調査報告書(令和元(2019)年度)

○ 政策目標 ○

市民の主体的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い(「知縁」)を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業(学級、集会など、家庭教育振興事業は除く)に参加した人の数 【出典:川崎市教育委員会調べ】	1.3万人 (R2)	9.1万人 以上	9.2万人 以上
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業(学級、集会など、家庭教育振興事業は除く)を通じて新しい知り合いが増えた人の割合 【出典:事業参加者アンケート】	46.6% (R2)	70.5% 以上	72.0% 以上
教育文化会館・市民館・分館施設利用率 【第3期から設定】	利用実績のある部屋数(コマ)÷利用可能部屋数(コマ) 【出典:川崎市教育委員会調べ】	37.8% (R2)	—	57.7% 以上
市立図書館図書タイトル数	川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標 【出典:川崎市教育委員会調べ】	88万タイトル (R2)	87万タイトル 以上	93万タイトル 以上
図書館の入館者数	川崎市立図書館全館(管閲覧所を除く)の入口に設置している図書無断持出防止装置(BDS)による入館者数 【出典:川崎市教育委員会調べ】	226.4万人 (R2)	437万人 以上	439万人 以上
図書館における個人への貸し出し冊数 【第3期から設定】	市立図書館全館における個人利用者への貸出冊数 【出典:川崎市教育委員会調べ】	548万冊 (R2)	—	600万冊 以上
学校施設開放の利用者数 【第3期から設定】	市立学校で実施している施設開放事業の利用者数(体育館・校庭・特別教室の利用者数の合計) 【出典:川崎市教育委員会調べ】	144.7万人 (R2)	—	268.1万人 以上

施策1. 自ら学び、活動するための支援の充実

“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる”という、学びと活動の循環を促進していくため、市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした取組や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした取組を進めていきます。

- ・社会参加の促進や市民意識の啓発、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会を提供するとともに、地域団体の育成や交流に向けた取組や多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進し、社会教育の振興を図ります。
- ・市民同士の学び合いの場を市民自らが企画・運営することを通して、自らが学んだ知識や経験等を身近な地域で活かしながら、主体的に活動する担い手の育成を図ります。
- ・ICTを活用したオンライン講座等の実施をはじめ、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供していきます。
- ・市民の多様な読書ニーズに適切に対応するため、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・提供するとともに、図書館の利用促進に向けた取組や多様な主体との連携による読書普及活動、他施設等との相互連携による図書館機能の向上のための取組など、効率的・効果的な図書館サービスの取組を推進します。
- ・ICTの活用によるサービス、自動車文庫*や返却ボックス*など図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービスの提供とともに蔵書構築*に関する考え方を整理し、市立図書館全体で図書・資料を収集・保存・有効活用するための図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を進めます。

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
<p>★社会教育振興事業</p> <p>教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。</p>	●市民が集う利用しやすい環境づくり						
	○市民が気軽に集える居場所となるような施設利用促進のための取組の推進	・オープンスペースの活用や地域情報・地域団体活動などの展示 ・教養室を活用した事業の実施	・施設利用促進に向けた取組の充実	→			事業推進
	○あらゆる世代に向けた魅力ある事業の実施	・ライフステージに応じた多様な講座や働く世代が参加しやすい講座の実施	・多様な主体と連携した学級講座の実施による事業の充実	→			
	○戦略的な広報の充実	・多様な広報媒体を活用した情報発信の充実に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進	→			
	●多様な市民ニーズに対応した学びの支援						
	○身近な場所での学びの場づくりの推進	・出張型の学級講座の実施	・出張型・派遣型講座の実施など身近な地域に立脚した取組の推進	→			
	○まちの資源を活かした取組の推進	・地域をフィールドにした事業の実施	・多様な主体と連携した事業の充実	→			
	○ICTを活用した新たな手法による取組の推進	・動画配信やオンライン講座等の実施	継続実施	→			
	●多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり						
	○地域人材の活用に向けた取組の推進	・市民講師やボランティアの養成と活用	継続実施	→			
○地域団体の育成や交流に向けた取組の推進	・サークル祭や生涯学習推進会議の開催等、団体相互の交流の場づくり	継続実施	→				
○多様な主体との協働・連携に向けた取組の推進	・市民館運営や事業企画への市民や団体の参画	継続実施	→				

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
図書館運営事業 市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。	●一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり						
	○図書館利用促進のための取組の推進 ・所蔵図書、資料の紹介資料の作成、啓発	・利用者目線で本を紹介する取組の実施	→				事業推進
	○本を通じた支援や交流の場づくりの推進 ・読書普及に向けたイベント等の実施	継続実施	→				
	○戦略的な図書館広報の取組の充実 ・図書館だより等を活用した広報の実施	・図書館利用に関するリーフレットや動画配信等、多様な広報の実施	→				
	●多様な利用ニーズに対応した読書支援						
	○来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進 返却ボックスの設置・市内8か所 ・有料宅配サービスの実施 ・自動車文庫や他施設での貸し出し・返却サービス等の実施	・学校や福祉施設など他施設と連携した各サービスの充実	→				
	○多様な主体との連携や地域資源を活かした読書普及活動の推進 ・学校や地域団体、ボランティア団体と連携した取組の実施	・多様な主体と連携した取組の推進	→				
	○ICT活用による事業・取組の充実 ・次期図書館システムの検討 ・デジタルコンテンツ導入や地域資料のデジタル化に向けた検討	・次期システムの構築 ・検討結果に基づく取組の推進	・次期システムの導入	・図書館システムの円滑な運用	→		
	●地域や市民に役立つ図書館づくりの推進						
	○図書館ボランティアの育成・支援の取組の推進 ・ボランティア養成研修、交流会の実施	・ボランティアの育成・支援と地域団体との連携	→				
○他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進 ・関係機関等と連携した展示等の実施	・多様な主体と連携した展示や地域での事業実施	→					
○多様なニーズに応える図書館サービスの充実 ・資料の充実と蔵書構築の考え方の整理 ・効率的な図書館運営に向けた図書館ネットワーク機能の強化に向けた検討	・資料の充実と、地域資料や課題解決等に役立つ資料の収集・提供 継続実施	→					

施策2. 生涯学習環境の整備

市民の生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用の促進や、身近な社会教育施設等の利用環境の向上を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していける体制づくりを進めます。

- ・市立学校の校庭や体育館、特別教室等を開放するとともに、多様な主体と連携・協働しながら、より一層の学校施設活用を検討するなど、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- ・子どもが安全に遊ぶことができる場所や、地域が気軽に利用できる身近な場所として、学校の校庭を利用しやすくするしくみづくりを関係局と連携しながら、取組を進めていきます。
- ・関係局と連携しながら施設の長寿命化に向けて計画的な取組の推進を図るとともに、効率的・効果的な施設整備に取り組むなど、社会教育施設の老朽化等に適切に対応します。
- ・労働会館・教育文化会館の再編整備に向けた取組を進め、川崎区における生涯学習の拠点として、みんなが気軽に利用しやすい活動や交流の拠点づくりを進めていきます。
- ・宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組を進め、市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館として、多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・文化・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりを進めていきます。
- ・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たし、多様なニーズへ柔軟に対応した事業・サービスを展開していくため、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。
- ・公益財団法人生涯学習財団への支援や、市と連携した取組により、市民の誰もが、いつでもどこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを、多様な主体と連携して進めます。また、主体的に活動する社会教育関係団体を支援することにより、地域活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。

コラム



【教育文化会館の再編整備について】

川崎区における市民館機能を有する教育文化会館は、老朽化が進んでおり、令和5(2023)・6(2024)年度に現在の市立労働会館施設の大規模な改修を行い、その機能を労働会館へ移転し、再編整備を進める予定です。

再編整備後の新施設では、これまで実施してきたワークショップ等における市民意見を踏まえ、それぞれの施設で行ってきた事業を継続し、さらなる活性化を図るとともに、同一建物内に設置されていることのメリットを活かした効果的な運営を行っていきます。このため、令和4(2022)年度に事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を「管理運営計画」として取りまとめ、令和6(2024)年度の供用開始に向けた取組を進めていきます。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
<p>★生涯学習施設の環境整備事業</p> <p>市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。</p>	●身近な地域における活動の場としての学校施設(校庭、体育館、特別教室等)の更なる活用の推進						
	○校庭、体育館、特別教室等の開放 開放施設数: 452か所	・校庭、体育館、特別教室等の開放	→ 事業推進				
	○特別教室のさらなる活用に向けた「Kawasaki教室シェアリング」の推進 ・モデル事業の実施	・各区1校でのモデル実施への着手と利用拡大に向けた取組の推進	・実施校の拡充 ・シェアリング事業導入の手引き作成	→			
	○子どもたちのニーズに対応した校庭開放のしくみづくり「みんなの校庭プロジェクト」の推進 ・プロジェクト推進体制の構築	・プロジェクトによる区内横断での取組の推進	→				
	・平日の校庭開放の推進に向けたモデル実施校の選定	・各区1校でのモデル実施	・全小学校での取組の推進	→			
	・休日の校庭開放の推進に向けた先行的な取組の実施	・各区におけるモデル事業の実施	・各区における本格実施	→			
	●老朽化した社会教育施設等の環境整備						
	・各施設の老朽化対策に向けた状況把握と把握結果に基づく取組の推進	継続実施	→				
	・八ヶ岳少年自然の家改修等に向けた取組	継続実施	→				
	・幸市民館・図書館の調査	・調査に基づく取組の検討	→	・検討結果に基づく取組の推進	→		
・維持補修及び特定天井対策	→						
●教育文化会館の労働会館との再編整備の推進							
・実施設計	・実施設計の完了	・複合化に向けた工事の実施	・複合化に向けた工事の完了・供用開始	→			
・管理運営計画の検討	・管理運営計画の策定と計画に基づく取組の推進	・教育文化会館除去に向けた取組	→				
●宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組							
・基本・実施設計、管理運営計画の検討	・基本・実施設計及び管理運営計画の策定等、移転・整備に向けた取組の推進	→					
●市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築							
・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく管理・運営手法等の検討	・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく管理・運営の考え方の策定	・管理・運営の考え方に基づく取組の推進	→				
<p>社会教育関係団体等への支援・連携事業</p> <p>生涯学習団体や主体的に活動する社会教育団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりを資する事業などについて、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言を行います。</p>	●生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実						
	・事業実施	継続実施	→				

基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画*」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信について取組を進めます。

○ 現状と課題 ○

市内の指定・登録文化財*は令和2(2020)年度末時点で167件となっています【図表18】。また、指定・登録はされていないものの、地域で守られ、伝えられてきた文化財も数多く存在しており、「川崎市地域文化財顕彰制度」のしくみも活用しながら、指定・登録文化財はもとより、それ以外の文化財についても市民への周知を行い、市内文化財の保護・活用を図る必要があります。

本市初の国史跡となった橘樹官衙遺跡群(千年伊勢山台遺跡[橘樹郡家跡]・影向寺遺跡)については、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」や「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力・価値を発信し、さらなる文化的発展につなげていく必要があります。

本市では、平成28(2016)年度に文化財ボランティア*登録制度を創設し、登録ボランティアはさまざまな文化財保護・活用事業で活躍しています。さらに、平成28(2016)年度から30(2018)年度にかけて第2期文化財ボランティア養成講座を実施し、新たに登録ボランティアとなる人材を育成してきました。今後も市民ボランティアの育成に努めるとともに、こうした地域人材と協働して文化財の保護・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めることが必要です。そのためには、多様な担い手による自主的な文化財保護・活用に対する支援や子どもたちが文化財に触れる機会を確保し、体験的な学習の場面を創出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、無形民俗文化財*の保持団体等の活動に大きな影響が出ていることから、ウィズコロナでの活動を支援する必要があります。

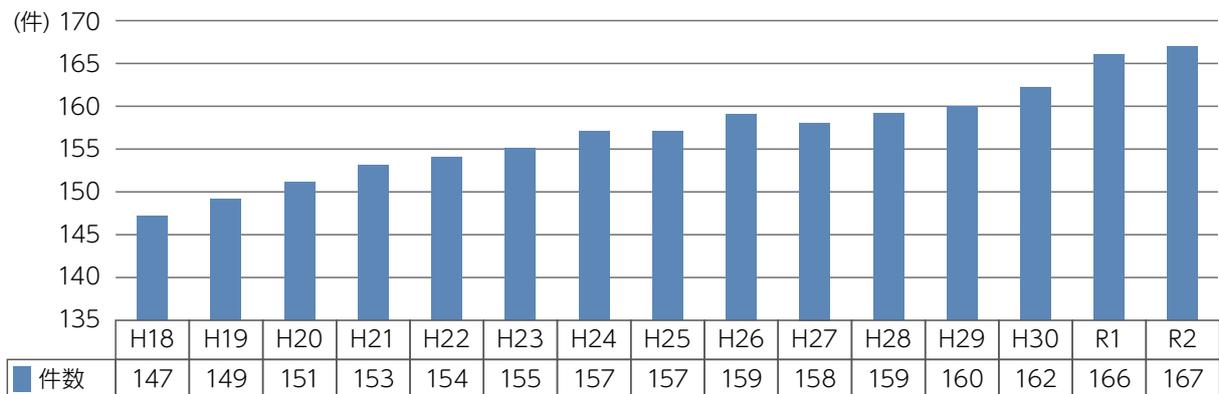
こうした文化財を通じたまちづくりを推進すること等を定めた「川崎市文化財保護活用計画」は、令和5(2023)年度で計画期間が終了するため、新たな計画を策定し、川崎

のまちを「ふるさと」として感じられる、地域の歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした調査研究、展示、教育普及等、博物館活動の充実を図るとともに、学校・地域等との連携、生田緑地の横断的な管理運営、施設間連携により、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会がなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供や広報を行うとともに、生田緑地という本市を代表する地域資源を最大限に活かし、効果的な魅力発信に取り組めます。また、海外からの観光客にも対応した展示・普及活動の充実及び施設のサービスや利便性の向上を図る必要があります。

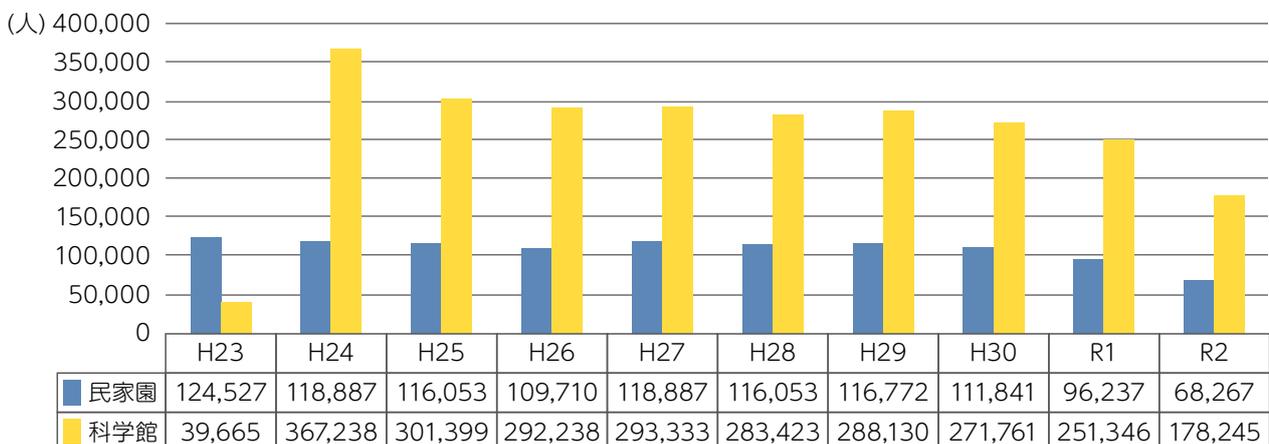
また、令和3（2021）年度に開館50周年を迎えたかわさき宙と緑の科学館では、最新のプラネタリウムであり、科学館のために新規開発された次世代型の特別仕様であるMEGASTAR-Ⅲ FUSION*の新番組を作成する等、魅力向上に向けた取組を行っていきます。

図表18 市内の指定・登録文化財の件数(国・県・市)



資料：川崎市教育委員会調べ

図表19 日本民家園、かわさき宙と緑の科学館の年間入園(館)者数



資料：川崎市教育委員会調べ

○ 政策目標 ○

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加 【出典：川崎市教育委員会調べ】	326件 (R2)	180件 以上	470件 以上
文化財ボランティアが参加した事業日数	文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	7日 (R1)	20日 以上	25日 以上
橘樹官衙遺跡群関連事業への参加者数	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	374人 (R2)	350人 以上	400人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園(館)者数	日本民家園の年間入園者数(入園料一般500円、中学生以下・市内65歳以上無料)及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数(入館料無料) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	民家園 68,267人 科学館 178,245人 (R2)	民家園 138,000人 科学館 291,000人	民家園 138,000人 科学館 291,000人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園(館)者アンケート満足度	「良かった・満足した」と回答した来園(館)者の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	民家園 94.0% 科学館 87.6% (R2)	民家園 97.0% 科学館 90.0% 以上	民家園 97.0% 科学館 90.0% 以上

施策1.文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、国史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- ・「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行うとともに、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。
- ・現在の「川崎市文化財保護活用計画」は、平成26(2014)年度から令和5(2023)年度までを計画期間としていることから、今後、文化財保護法に基づく新たな計画である「(仮称)川崎市文化財保存活用地域計画」を策定します。
- ・文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。また、ウィズコロナにおいて文化財ボランティアや無形民俗文化財の保持団体等が安全に活動できるよう、情報提供や活動の支援を行います。さらに、文化財について、多くの市民に知っていただけるよう、SNSなどを活用し、効果的な広報を行っていきます。
- ・市内の学校に対して出土品を活用した出前授業などを行い、文化財を見たり触れたりする機会を子どもたちに提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。
- ・「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」及び「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。

コラム

【橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業】

高津区千年から宮前区野川本町3丁目にかけての丘陵上に所在する史跡橘樹官衙遺跡群は、「古代地方官衙の変遷を明らかにする上で重要な遺跡である」と評価され、平成27(2015)年3月10日に本市初の国史跡に指定されました。

本市では、橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、平成29(2017)年度に「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」、平成30(2018)年度に「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定しました。

これらの計画に基づき、市民の方々がより遺跡群に理解や愛着を深めることができるよう、今後も史跡の適切な保存管理・整備・活用を推進していきます。

今後も、遺跡群の価値や郷土の歴史を知る場を提供するとともに、史跡公園という枠を超え、市民の方々が広く参加できるさまざまなイベント等を開催する場や訪れて癒される場として、多くの市民の方々に親しまれ、憩いとなる公園として整備・活用していきます。



史跡整備全体イメージ図

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
文化財保護・活用事業 市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。	●「文化財保護活用計画」等に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進					
	・「文化財保護活用計画」に基づく調査・保護・活用事業の実施	・「文化財保護活用計画」の総括と「(仮称)文化財保存活用地域計画」策定に向けた課題整理	・「(仮称)文化財保存活用地域計画」の策定	・「(仮称)文化財保存活用地域計画」に基づく取組の推進		事業推進
	●指定文化財の保存修理等の実施					
	・保存修理等実施	継続実施				
●専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保						
・保護・活用事業へのボランティアの参加	継続実施					
●埋蔵文化財の発掘調査等の実施						
・調査実施	継続実施					
★橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 古代川崎の歴史的文化的遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙(たちばなかんが)遺跡群」(橘樹郡家跡と影向寺遺跡)の保存整備・活用・調査研究を進めます。	●「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく保存管理・活用の実施					
	○計画に基づく保存管理・活用の実施					事業推進
	・保存管理の実施と史跡指定地の公有地化の推進	継続実施				
	○橘樹官衙遺跡群活用事業の実施					
	R2事業への参加者数:374人	・活用事業の実施				
	●市民との協働による史跡環境の整備・維持の推進					
・環境保全・維持管理の実施	継続実施					
●「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進						
・基本・実施設計	・史跡整備第1期	・第1期を踏まえた史跡整備の検討及び検討結果に基づく取組の推進	・検討結果を踏まえた取組の推進			
●橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進						
・調査及び研究	継続実施					

施策2. 博物館の魅力向上

日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における市域の生物調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

- ・日本民家園では、日本有数の古民家の野外博物館としての特性や専門性を活かし、古民家・民具等の展示整備、資料整理、調査研究、企画展示、教育普及等の博物館活動を推進します。また、文化財建造物の補修と耐震補強を計画的に進め、文化財の適切な保存・活用を図ります。さらに、園路や排水の整備、危険樹木対策等を計画的に実施し、文化財の保存環境を維持向上させるとともに、誰にでも安全で利用しやすい博物館づくりを進めます。
- ・かわさき宙と緑の科学館では、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、自然・天文・科学の各分野において、特性や専門性を活かし、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、学校との連携を強化し、体験学習や社会科見学、学習投影や実験教室等を通じて、子どもたちの文化財や伝統文化、自然科学への理解や興味関心を育みます。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、感染症等の影響を踏まえ、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会がなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供など効果的な広報を行っていきます。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、岡本太郎美術館などの市内各博物館等と連携し、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を行うとともに、ボランティア・市民活動団体等の育成・支援、学校・関係機関等との連携・協働により、地域とのネットワークづくり等を図ります。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、「『生田緑地』の観光強化」として、市の「新・かわさき観光振興プラン」(平成28(2016)年2月)にも位置づけられており、インバウンドにも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発・発信などの要素も含めて利用者サービスの充実に努め、広域観光の魅力づくりを図ります。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として、「第2期川崎市文化芸術振興計画(改訂版)」(平成31(2019)年3月)にも位置づけられており、地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりを進め、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係局との連携を図っていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
日本民家園管理運営事業 国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。	●江戸時代の古民家の野外展示						
	R2利用人数: 68,267人	・古民家の野外展示	→				事業推進
	●伝統的生活文化に関する企画展示及び各種講座等、教育普及事業の実施						
	・企画展示及び事業実施	継続実施	→				
	●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施						
	・国内外に向けた広報活動の強化	継続実施	→				
	●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究						
	○文化財建造物の維持管理 ・維持管理の実施	継続実施	→				
	○古民家耐震補強工事の実施 ・工事の実施	継続実施	→				
	○園内の環境整備 ・整備の実施	継続実施	→				
○資料の整理・調査研究 ・整理・調査の実施	継続実施	→					
●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進							
・連携事業の実施	継続実施	→					
●「(仮称)川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定							
・方針策定に向けた調査の実施	・方針策定に向けた準備・調整	・方針の策定	・方針に基づく事業推進	→			
●計画的な施設の補修等の推進(文化財建造物を除く)							
・補修等の実施	継続実施	→					
青少年科学館管理運営事業 自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。	●「青少年科学館運営基本計画」に基づく事業推進						
	・計画に基づく事業推進	・次期計画の策定	・計画に基づく事業推進	→			事業推進
	●自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示						
	R2利用者数: 178,245人	・資料展示	→				
	●自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進						
	・教育普及事業の実施	継続実施	→				
	●プラネタリウム「MEGASTAR-Ⅲ FUSION」を活用した天文知識の普及啓発の実施						
	・プラネタリウムを活用した事業の実施	継続実施	・FUSION新番組の作成	・FUSION新番組完成	・FUSION番組を活用した取組の推進	→	
	●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援						
	・天文サポーター研修会等の実施や団体支援	・研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援	→				
●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進							
・連携事業の実施	・連携事業の充実	→					
●計画的な施設の補修等の推進							
・補修等の実施	継続実施	→					